

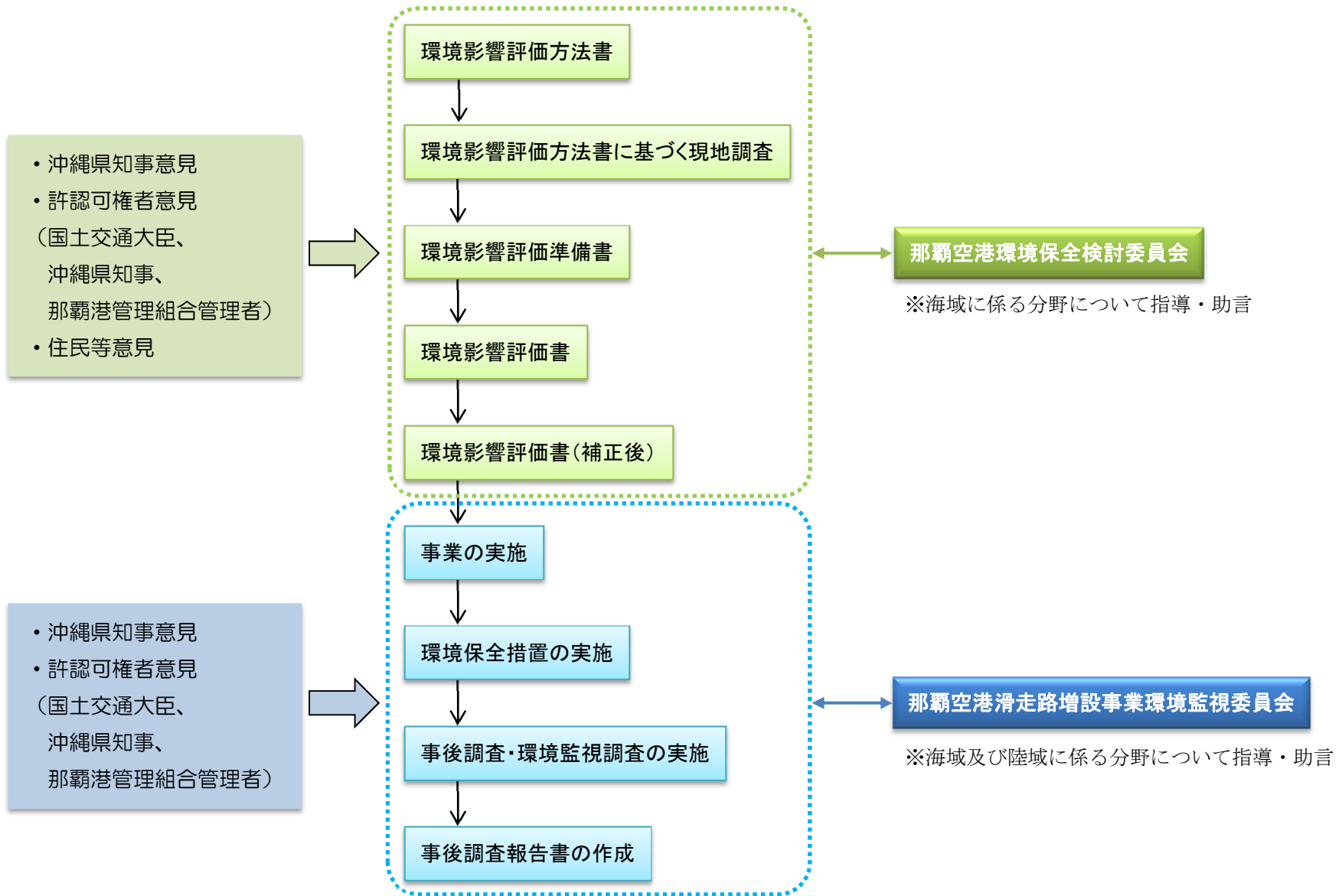
那覇空港滑走路増設事業環境監視委員会 の位置付け

平成25年12月16日

内閣府沖縄総合事務局

国土交通省大阪航空局

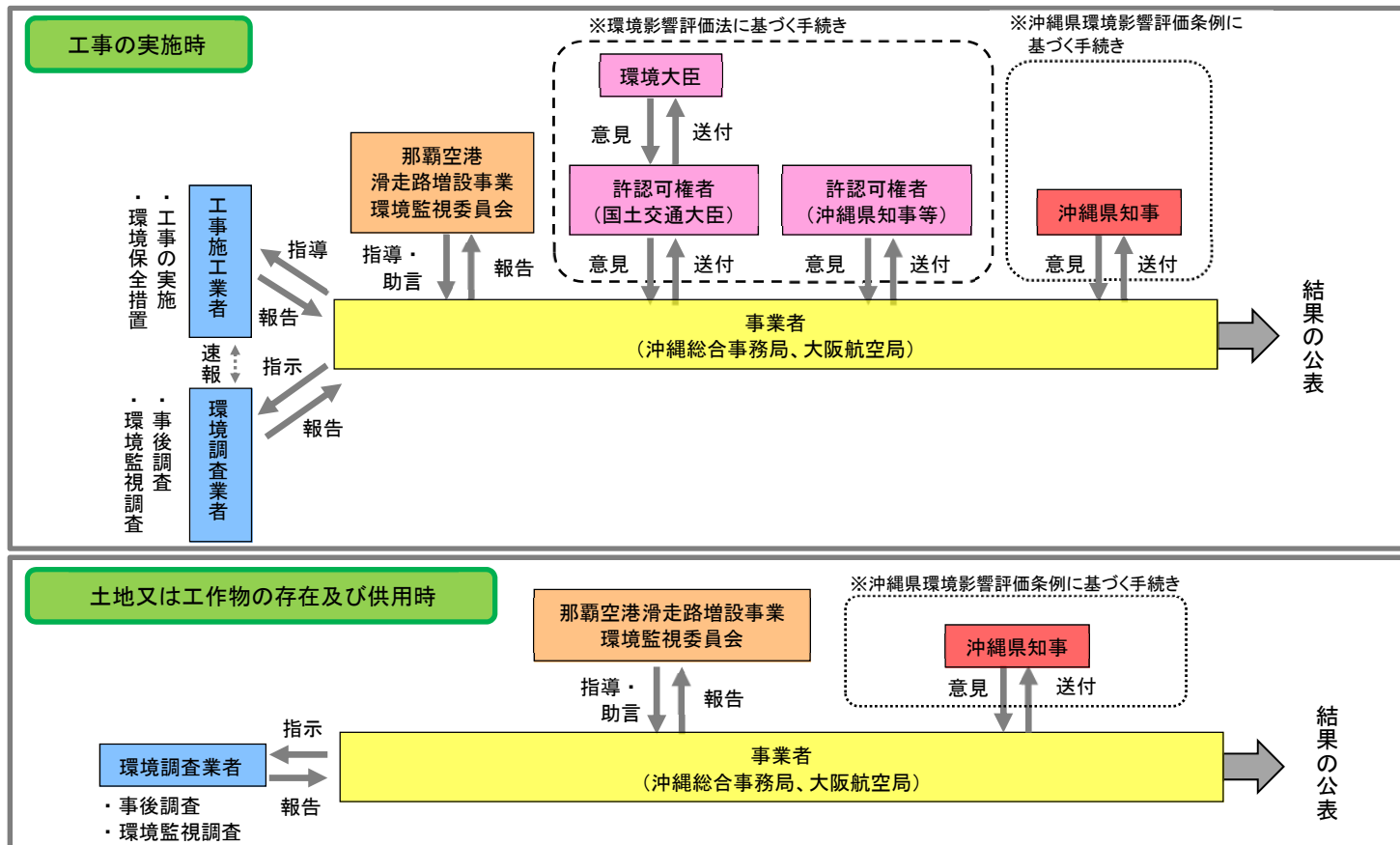
1. 那覇空港滑走路増設事業の環境影響評価の主な流れ



2. 那覇空港滑走路増設事業環境監視委員会の位置付け

那覇空港滑走路増設事業環境監視委員会（以下「委員会」という。）は、「工事の実施時」及び「土地又は工作物の存在及び供用時」において、事業者が環境の状況を把握するために実施する「事後調査」、事業者が必要と判断した項目について自主的に実施する「環境監視調査」及び事後調査に係る環境保全措置について指導・助言することとする。

なお、事後調査の結果は、事業者により、委員会に報告され、指導・助言を得たうえで年次ごとに事後調査報告書として公表されるとともに、環境影響評価法や沖縄県環境影響評価条例に基づき、許認可権者及び沖縄県知事にそれぞれ送付される。また環境監視調査の結果は、事業者により、委員会に報告され、指導・助言を得たうえで公表される。



3. 那覇空港滑走路増設事業環境監視委員会の役割

委員会は、以下の事項について指導・助言を行うこととする。

設置要綱第2条	検討内容
(1) 事後調査及び環境監視調査の調査手法等や調査結果に係る事項	① 事後調査及び環境監視調査の手法、期間等 ② 事後調査及び環境監視調査の結果 ③ 事前調査及び過年度調査結果との比較 ④ 事業の影響の有無（原因究明） ⑤ 新たな環境保全措置の検討
(2) 監視基準に係る事項	① 監視基準 ② 監視基準超過の際の対応
(3) 移植及び順応的管理に係る事項	① 移植及び順応的管理の内容 ② 移植及び順応的管理の目標設定 ③ 順応的管理に係る環境保全措置の検討
(4) その他技術的・専門的検討に係る事項	① 緑化計画 ② 海域における重要な動物種の移動 ③ 陸域における移動能力の低い重要な動物種の移動 ④ 過年度調査で確認されていない重要な種が新たに確認された際の対応 ⑤ その他事項